

市第 177 号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）」

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の5）」

に、

「第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）」

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条  
の2—第95条の6）

に、

「第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）」

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110  
条の2—第110条の5）

に、

「第4節 運営に関する基準（第146条—第149条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第146条—第149条）」

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149  
条の2—第149条の5）

に、

「第4節 運営に関する基準（第156条—第159条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第156条—第159条）」

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159  
条の2—第159条の5）

に、「第168条」を「第167条の2」に、

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191  
条—第194条）」

を

「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191

条—第 194 条)

第13章の2 就労定着支援

第1節 基本方針（第 194 条の2）

第2節 人員に関する基準（第 194 条の3・第 194 条の4）

第3節 設備に関する基準（第 194 条の5）

第4節 運営に関する基準（第 194 条の6—第 194 条の12）

第13章の3 自立生活援助

第1節 基本方針（第 194 条の13）

第2節 人員に関する基準（第 194 条の14・第 194 条の15）

第3節 設備に関する基準（第 194 条の16）

第4節 運営に関する基準（第 194 条の17—第 194 条の20）

に、

「第4節 運営に関する基準（第 198 条の2—第 201 条）」

を

「第4節 運営に関する基準（第 198 条の2—第 200 条の5）

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の  
基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基  
準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第 200 条の6・第200 条の7）

第2款 人員に関する基準（第 200 条の8・第 200 条の9

)

第3款 設備に関する基準（第200条の10）

第4款 運営に関する基準（第200条の11—第201条）」  
に改める。

第1条中「第30条第1項第2号イ」の次に「、第41条の2第1項各号」を加える。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第2条第6号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準条例第81条の2の指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加える。

第3章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第44条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）及び重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の3 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に

関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第6条第1項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス基準条例第6条第1項の指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第5条の指定訪問介護をいう。以下同じ。）を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所（共生型居宅介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の4 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所（共生型重度訪問介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第44条の5 第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「食事等の介護」とあるのは、「食事等の介護（共生型重度訪問介護の提供にあつては、食事等の介護又は外出時における移動中の介護）」と読み替えるものとする。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第5章第4節の次に次の1節を加える。

## 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(この節の趣旨)

第95条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第6条第1項の指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項の指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条の指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条の指定放課後等デイサービスをいう。）

（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活

介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所（共生型生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を指定通所介護

(指定居宅サービス基準条例第90条の指定通所介護をいう。  
) 又は指定地域密着型通所介護 (指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。) を利用する者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所 (共生型生活介護の事業を行うものを除く。) その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の5 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 (横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の登録者をいう。以下同じ。）の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2の共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2の共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第55条の2の共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条の2の共

生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の4において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第8項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第7項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあつては、18人) 以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第44条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密

着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の4において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号若しくは第185条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサ

ービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所（共生型生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第95条の6において準用する第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第20条第

1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の6において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条の6」と読み替えるものとする。

第96条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防

小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において同じ。) を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第 1 号中「指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 1 項又は第 181 条第 1 項の登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第 1 項の登録者を除く。第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第 7 項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第 111 条、第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において」に改め、同条第 2 号中「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）」を削り、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改め、同条第 3 号中「指定地域密着型サービス基準等条例第87条第 2 項第 1 号又は第 185 条第 2 項第 1 号の居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第 2 項第 1 号の居間及び食堂を除く。第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 において」に改める。

第 100 条第 1 項第 2 号中「の指定共同生活援助事業者」の次に「、第 200 条の 6 の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者

」を加え、同号ア中「第195条の指定共同生活援助」の次に「、第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「の指定共同生活援助事業所」の次に「、第200条の8第1項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の次に「（第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の次に「（第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の次に「（第200条の8第1項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）」を加え、同条第3項第1号中「の指定共同生活援助事業所」の次に「、第200条の8第1項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「の指定共同生活援助」の次に「、第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第6章第4節の次に次の1節を加える。

#### 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第110条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介

護事業者（指定居宅サービス基準条例第 135 条第 1 項の指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 117 条第 1 項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準条例第 135 条第 1 項の指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第 117 条第 1 項の指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準条例第 134 条の指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第 116 条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が、10.65 平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等を利用する者の数を指定短期入所生活介護等を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとし

た場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所（共生型短期入所の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第110条の4 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ若しくは第185条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第2項第2号ウの個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項若しくは第181条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第5項の宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者の数を宿泊サービスを利用する者の数及

び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所（共生型短期入所の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の5 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第110条の5において準用する第108条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第110条の5において準用する第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第110条の5において準用する第105条第2項」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第110条の5において準用する第108条の運営規程」と、第108条中「各号（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型

居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画（以下「重度障害者等包括支援計画）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に、「当該サービス利用計画」を「当該重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に、「当該サービス利用計画」を「当該重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「規則第6条の7第1号に規定する者に対して、規則第6条の6第1号」を「同号」に改める。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第9章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(この節の趣旨)

第149条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能

型居宅介護事業者等の基準)

第 149 条の 4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合

計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の5 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149条の5において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条の5において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」と

あるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の5において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条の5において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第2号中「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）」を削り、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改める。

第152条中「規則第6条の7第2号に規定する者に対して、規則第6条の6第2号」を「同号」に改める。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第10章第4節の次に次の1節を加える。

#### 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第159条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型

自立訓練（生活訓練）」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 159 条の 3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第 159 条の 4 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき

基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしているこ

と。

- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の5 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第158条第2項第1号中「次条」とあるのは「第159条の5」と、「自立訓

練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第159条の5」と読み替えるものとする。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第2号中「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）」を削り、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に改める。

第11章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第13章の次に次の2章を加える。

第13章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第 194 条の 2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第 5 条第 15 項の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 194 条の 3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除した数以上とする。

- 2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、第 142 条の自立訓練（機能訓練）、第 152 条の自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、第 173 条の就労継続支援 A 型又は第 186 条の就労継続支援 B 型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等

に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の数の合計数。以下この条において同じ。) に応じて、次に掲げる員数をサービス管理責任者として置くものとする。

- (1) 利用者の数が60人以下 1人以上
  - (2) 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項の就労定着支援員及び第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第2項のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

### 第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準

用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面に

より行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供する期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する指定就労定着支援の提供の記録
- (2) 次条において準用する第60条第1項の就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

### 第13章の3 自立生活援助

#### 第1節 基本方針

第 194 条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

## 第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 194 条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに 1 人以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1 人以上

イ 利用者の数が31人以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項第 1 号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに 1 とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、規則第25条第6号の宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サー

ビス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第 194 条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第 194 条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第 194 条の 6、第 194 条の10及び第 194 条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第 194 条の20において準用する第 194 条の10」と、第16条、第24条第 1 項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」と

あるのは「自立生活援助計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第194条の6中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、第194条の11第2項各号中「次条」とあるのは「第194条の20」と読み替えるものとする。

第198条の5第1項及び第198条の6中「第201条」を「第200条の5」に改める。

第199条第3項中「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第201条中「第201条」を「第200条の5」に改め、第14章第4節中同条を第200条の5とする。

第14章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第200条の6 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定

めるところによる。

(基本方針)

第 200 条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 200 条の 8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第 1 条第 4 号の区分 3 に該当する利用者の数を

- 9で除した数
- イ 区分省令第1条第5号の区分4に該当する利用者の数を  
6で除した数
- ウ 区分省令第1条第6号の区分5に該当する利用者の数を  
4で除した数
- エ 区分省令第1条第7号の区分6に該当する利用者の数を  
2.5で除した数
- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が30人以下 1人以上
- イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員を置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第 200 条の 9 第 197 条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 3 款 設備に関する基準

(設備)

第 200 条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の数は1の建物につき1とし、その入居定員は2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計は、20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場

合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットの基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

#### 第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第200条の11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条の指定短期入所（第100条第1項の併設事業所又は同条第3項の単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行う者でなければならない。

(介護及び家事等)

第200条の12 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第200条の13 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第200条の14 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項の協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第199条の3」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第2項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とある

のは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第201条において準用する第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と読み替えるものとする。

第201条の2中「前節」を「第4節」に改め、「外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下」の次に「この条、次条及び第201条の8において」を加え、「第201条の4第1項において」を「以下」に改める。

第201条の12中「第201条において読み替えて準用する第60条第1項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）」を「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、「共同生活援助計画」に、「第201条」を「第200条の5」に改める。

第202条第1項中「（指定通所支援基準条例第6条第1項の指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）」及び「（指定通所支援基準条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。）」を削る。

附則第6項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、「第199条第3項」の次に「及び第200条の12第4項」を加える。

附則第7項中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、「第199条第3項」の次に「及び第200条の12第4項」

を加える。

附則第8項中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「エまで」の次に「及び第200条の8第1項第2号イからエまで」を加える。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附則第32項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「児童発達支援をいう。以下同じ」を「児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ」を「放課後等デイサービスをいう」に、「及び保育所等訪問支援(同条第5項の保育所等訪問支援をいう。以下同

じ」を「、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項の居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項の保育所等訪問支援をいう）」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第65条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和

35年法律第 123 号) に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。) 」を削る。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、就労定着支援及び自立生活援助が障害福祉サービスに追加されたこと等に伴い、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

目次

（第1章及び第2章省略）

第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（第1節から第4節まで省略）

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の5）

（第5節及び第4章省略）

第5章 生活介護

（第1節から第4節まで省略）

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の6）

（第5節省略）

第6章 短期入所

（第1節から第4節まで省略）

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の5）

（第5節、第7章及び第8章省略）

第9章 自立訓練（機能訓練）

（第1節から第4節まで省略）

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2—第149条の5）

(第5節省略)

第10章 自立訓練(生活訓練)

(第1節から第4節まで省略)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準(第159条の2—第159条の5)

(第5節省略)

第11章 就労移行支援

(第1節から第3節まで省略)

第4節 運営に関する基準(第167条の2—第168条—第172条)

(第12章及び第13章省略)

第13章の2 就労定着支援

第1節 基本方針(第194条の2)

第2節 人員に関する基準(第194条の3・第194条の4)

第3節 設備に関する基準(第194条の5)

第4節 運営に関する基準(第194条の6—第194条の12)

第13章の3 自立生活援助

第1節 基本方針(第194条の13)

第2節 人員に関する基準(第194条の14・第194条の15)

第3節 設備に関する基準(第194条の16)

第4節 運営に関する基準(第194条の17—第194条の20)

第14章 共同生活援助

(第1節から第3節まで省略)

第4節 運営に関する基準(第198条の2—第200条の5  
第201条)

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 200 条の 6 ・ 第 200 条の 7）

第 2 款 人員に関する基準（第 200 条の 8 ・ 第 200 条の 9）

第 3 款 設備に関する基準（第 200 条の 10）

第 4 款 運営に関する基準（第 200 条の 11 — 第 201 条）

（第 5 節、第 15 章から第 17 章まで及び附則省略）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ、第 41 条の 2 第 1 項各号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法第 36 条第 3 項第 1 号の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(4) の 2 共生型障害福祉サービス 法第 41 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 29 条第 1 項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

（第 5 号省略）

(6) 多機能型 第 79 条の指定生活介護の事業、第 142 条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 152 条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 162 条の指定就労移行支援の事業、第 173 条の

指定就労継続支援 A 型の事業及び第 186 条の指定就労継続支援 B 型の事業並びに横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第 5 条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第 62 条の指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第 72 条の指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第 81 条の 2 の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第 82 条の指定保育所等訪問支援の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

#### 第 4 節の 2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（この節の趣旨）

第 44 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）及び重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第 44 条の 3 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第 6 条第 1 項の指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のと

おりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス基準条例第6条第1項の指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス基準条例第5条の指定訪問介護をいう。以下同じ。）を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所（共生型居宅介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の4 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護を利用する者の数を指定訪問介護を利用する者及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所（共生型重度訪問介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第44条の5 第5条第1項及び第2項、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「食事等の介護」とあるのは、「食事等の介護（共生型重度訪問介護の提供にあつては、食事等の介護又は外出時における移動中の介護）」と読み替えるものとする。

（運営に関する基準）

第49条 第5条第1項及び~~第4節~~<sub>前節</sub>（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、~~第4節~~<sub>前節</sub>（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び第44条を除

く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援の実施）

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に

努めなければならない。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(この節の趣旨)

第95条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第6条第1項の指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項の指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条の指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条の指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計

数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所（共生型生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第90条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の

指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を利用する者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所（共生型生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第95条の5 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）

）第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の登録者をいう。以下同じ。）の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2の共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2の共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第55条の2の共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条の2の共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び

障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の4において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第8項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第7項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第44条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介

護事業所等の通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たり  
の上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の4に  
おいて「通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の2  
分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型  
居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める  
通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居  
宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定  
地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号若しくは第  
185条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス等基  
準条例第49条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下同じ。  
）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当  
該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービ  
スを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共  
生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であ  
るとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83  
条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基

準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所（共生型生活介護の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第95条の6において準用する第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の6において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条の6」と読み替えるものとする。

（基準該当生活介護の基準）

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節に

において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下この条において「指定居宅サービス基準条例」という。）第91条第1項の指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス基準条例第90条の指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2の指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第91条第1項の指定通所介護等を利用する者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項の指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第93条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。第150条第2号及び第160条第2号において同じ。）

の面積を指定通所介護等を利用する者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(第3号及び第4号省略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)が地域規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)のうち通いサービスこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指160条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサー一定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等ビスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第16第83条第1項又は第181条第1項の通いサービスをいう。以下同0条の2において同じ。)を基準該当生活介護の事業を行う事業じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業多機能型居宅介護事業所等については適用しない。所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該

当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の登録者を除く。型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の登録第150条の2及び第160条の2において同じ。）の数とこの条者をいう。以下の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。））にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介

護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準  
該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは  
第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみ  
なされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の  
規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若  
しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所  
支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサ  
ービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の  
数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において「  
通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の 2 分の 1 か  
ら 15 人（登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護  
事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を  
除く。）  
サービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護  
事業所等にあつては 12 人）までの範囲内とすること。

（表省略）

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 49 条第 2 項第 1  
指定地域密着型サービス基準等条例第 87 条第 2 項第 1 号又は第  
号の居間及び食堂を除く。第 150 条の 2 及び第 160 条の 2 にお  
185 条第 2 項第 1 号の居間及び食堂をいう。以下  
いて同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有する  
こと。

（第 4 号及び第 5 号省略）

（従業者の員数）

第 100 条 法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所の事業を  
行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という

。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

（第1号省略）

(2) 第153条第1項の指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第25条第6号の宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第196条第1項の指定共同生活援助事業者、第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（ア及び次項第2号において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。

）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に第152条の指定自立訓練（生活訓練）（規則第25条第6号の宿泊型自立訓練に係るものに限る。

）、第195条の指定共同生活援助、第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助又は第201条の2の外部サー

ビス利用型指定共同生活援助（次項第2号アにおいて「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定

自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る第153条第1項の指

定自立訓練（生活訓練）事業所、第196条第1項の指定共同生活援助事業所、第200条の8第1項の日中サービス支援型

指定共同生活援助事業所又は第201条の4第1項の外部サー

ビス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(イ省略)

- 2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が指定短期入所の利用者以外の利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる数とする。

(第1号省略)

- (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(第200条の6の日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)

を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(第200条の8第1項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び

空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練

(生活訓練) 事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(イ省略)

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第143条第1項の指定自立訓練(機能訓練)事業所、第153条第1項の指定自立訓練(生活訓練)事業所、第163条第1項の指定就労移行支援事業所、第174条第1項の指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第186条の指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)、第196条第1項の指定共同生活援助事業所、第200条の8第1項の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、第201条の4第1項の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章及び第14章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 指定生活介護、第142条の指定自立訓練(機能訓練)、第152条の指定自立訓練(生活訓練)、第162条の指定就労移行支援、第173条の指定就労継続支援A型、第186条の指定

就労継続支援B型、第195条の指定共同生活援助、~~第200条~~  
の6の日中サービス支援型指定共同生活援助、第201条の2  
の外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21  
条の5の3第1項の指定通所支援を提供する時間帯 指定生  
活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数  
の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなし  
た場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支  
援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

(イ及び第2号省略)

#### 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(この節の趣旨)

第110条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、短期入所  
に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という  
。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準に  
ついては、この節に定めるところによる。

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の  
基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護  
事業者(指定居宅サービス基準条例第135条第1項の指定短期入  
所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護  
事業者(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運  
営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号。  
以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第117条第  
1項の指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事

業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準条例第135条第1項の指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項の指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準条例第134条の指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第116条の指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が、10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等を利用する者の数を指定短期入所生活介護等を利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所（共生型短期入所の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第 110 条の 4 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居

宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ若しくは第185条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第2項第2号ウの個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項若しくは第181条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第5項の宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者の数を宿泊サービスを利用する者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所（共生型短期入所の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 110 条の 5 第 10 条、第 12 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 37 条から第 43 条まで、第 52 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条、第 76 条、第 89 条、第 92 条から第 94 条まで、第 99 条及び前節（第 109 条及び第 110 条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 108 条」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 105 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 105 条第 2 項」と、第 94 条中「運営規程」とあるのは「第 110 条の 5 において準用する第 108 条の運営規程」と、第 108 条中「各号（第 100 条第 2 項の規定の適用を受ける施設にあつては、第 3 号を除く。）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（基準該当短期入所の基準）

第 111 条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等  
指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービ

ス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して 指定小規模多機能型居宅介護等 指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護 のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項又は第181条第6項の宿泊サービスをいう。次号及び第3号において同じ。）を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能 サテライト型指定小規模多機能

型居宅介護事業所等にあつては、6人)までの範囲内とするこ  
型居宅介護事業所  
と。

(第3号及び第4号省略)

(従業者の員数)

第114条 (第1項から第3項まで省略)

4 サービス提供責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければ  
ならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項の重度サ  
ー  
障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は  
ビス利用計画  
社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状  
況及びその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとと  
もに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なもの  
とならないよう配慮しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)  
(サービス利用計画)

第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日  
常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体  
的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画(以  
重度障害者等包括支援サービス  
下「重度障害者等包括支援計画  
利用計画(以下この条において「サービス利用計画」という。)  
を作成しなければならない。

---

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては  
、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画  
の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サ  
ービスの担当者(以下この項において「担当者」という。))を招

集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により

担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

2/3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した  
サービス利用計画

際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに

、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。  
当該サービス利用計画

3/4 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成後に  
サービス利用計画

においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行  
い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うも  
当該サービス利用計画

のとす。

4/5 第1項及び第2項から第3項まで  
の規定は、前項の重度障害者等包括支援  
サービス利用計画

計画の変更について準用する。

第142条 自立訓練（機能訓練）（規則第6条の6第1号の自立訓

練（機能訓練）をいう。以下この章において同じ。）に係る指定

障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。

）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこと

ができるよう、同号  
規則第6条の7第1号に規定する者に対して、規  
則第6条の6第1号

に規定する期間にわたり身体機能の維持、向

上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うも

のでなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37

条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から

第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2  
第88条

での規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する

。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第

149 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 90 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 149 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

#### 第 4 節の 2 共生型障害福祉サービスに関する基準

##### （この節の趣旨）

第 149 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第 149 条の 3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第 149 条の 4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、

18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所(共生型

自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第 149 条の 5 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 142 条及び前節（第 149 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条の 5 において準用する第 90 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 149 条の 5」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 150 条の 2 次に掲げる要件を満たした 指定小規模多機能型居宅介護事業者等 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して 指定小規模多機能型居宅介護等 指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護 のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護 サテライト型指定小規模多機能型居宅介護

事業所等にあっては、18人)以下とすること。  
事業所

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合计数の1日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。))にあっては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に等にあっては12人)までの範囲内とすること。

(表及び第3号から第5号まで省略)

第152条 自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号の自立訓練(生活訓練)をいう。以下この章において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号規則第6条の7第2号に規定する者に対して、規

第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

#### 第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(この節の趣旨)

第 159 条の 2 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、自立訓練

(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第 159 条の 3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所

介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行うものを除く。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第 159 条の 4 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であ

るとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の5 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給

「次条」と、第 158 条第 2 項第 1 号中「次条」とあるのは「第 159 条の 5」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 159 条の 5」と読み替えるものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 160 条の 2 次に掲げる要件を満たした 指定小規模多機能型居宅介護事業者等 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して 指定小規模多機能型居宅介護等 指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護 のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準

該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等 （サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあっては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に に あっては12人）までの範囲内とすること。

（表及び第3号から第5号まで省略）

（通勤のための訓練の実施）

第 167 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第 168 条 (第 1 項省略)

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)及び特別支援学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学校をいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第 172 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 75 条から第 77 条まで、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 172 条において準用する第

146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 90 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 172 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第 13 章の 2 就労定着支援

### 第 1 節 基本方針

第 194 条の 2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第 5 条第 15 項の支

援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、第142条の自立訓練（機能訓練）、第152条の自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、第173条の就労継続支援A型又は第186条の就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の数の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数をサービス管理責任者として置くものとする。

(1) 利用者の数が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の就労定着支援員及び第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その利用者に係る指定障害福祉サ

ービス事業者等に対する照会等により、当該利用者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第 194 条の 7 指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間に於いて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第 194 条の 8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1 月に 1 回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第 194 条の 9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供する期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

( 運営規程 )

第 194 条の 10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

( 記録の整備 )

第 194 条の 11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援

を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第1項に規定する指定就労定着支援の提供の記録

(2) 次条において準用する第60条第1項の就労定着支援計画

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

### 第13章の3 自立生活援助

#### 第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談

対応等により当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに1人以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 194 条の 15 第 52 条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

(準用)

第 194 条の 16 第 194 条の 5 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 194 条の 17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、規則第 25 条第 6 号の宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第 194 条の 18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第 194 条の 19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況

の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 16 条、第 24 条第 1 項及び第 30 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 194 条の 6 中「第 194 条の 12」とあるのは「第 194 条の 20」と、第 194 条の 11 第 2 項各号中「次条」とあるのは「第 194 条の 20」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 198 条の 5 指定共同生活援助事業者は、第 200 条の 5  
第 201 条において読み替えて準用する第 60 条第 1 項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じてその支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（サービス管理責任者の責務）

第 198 条の 6 サービス管理責任者は、第 200 条の 5  
第 201 条において準用する第 60 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

（介護及び家事等）

第 199 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（準用）

第 200 条の 5  
第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第

32条」とあるのは「第199条の3」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の5において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第200条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 200 条の 6 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 200 条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 2 款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 200 条の 8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上  
ア 区分省令第1条第4号の区分3に該当する利用者の数を9  
で除した数

イ 区分省令第1条第5号の区分4に該当する利用者の数を6  
で除した数

ウ 区分省令第1条第6号の区分5に該当する利用者の数を4  
で除した数

エ 区分省令第1条第7号の区分6に該当する利用者の数を2.  
5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30  
又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又

は生活支援員を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第200条の9 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の数は1の建物につき1とし、その入居定員は2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独

立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとし、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計は、20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該入居定員は、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットの基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

#### 第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第200条の11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条の指定短

期入所（第 100 条第 1 項の併設事業所又は同条第 3 項の単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行う者でなければならない。

（介護及び家事等）

第 200 条の 12 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第 200 条の 13 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者

又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第 200 条の 14 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項の協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 199 条の 3」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」と

あるのは「第 201 条において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、  
第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、  
同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条において準  
用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除  
く。）中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同  
生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあ  
るのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第 3 号  
中「第 67 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 90 条」と  
、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 201 条」と、  
第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「  
訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条中「運営規程」  
とあるのは「第 201 条において準用する第 199 条の 3 の運営規程  
」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条において準  
用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び第 201 条において  
準用する第 200 条の 4 第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条  
の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者  
及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあ  
るのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型  
指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中  
「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規  
定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給  
決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活  
援助を受けている者に限る。）」と、第 198 条の 5 第 1 項中「第  
200 条の 5」とあるのは「第 201 条」と、「共同生活援助計画」  
とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第

2 項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 198 条の 6 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第 201 条の 2 第 1 節から第 4 節  
前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 201 条の 12 において読み替えて準用する第 60 条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この条、次条及び第 201 条の 8において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（以下  
第 201 条の 4  
第 1 項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第 201 条の 12 第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 75 条から第 77 条まで、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 199 条の 2 まで及び第 200 条の 2 から第 200 条の 4 までの規定は、外部サービス利用

型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第201条の9の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条の12において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る

。)と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条において読み替えて第201条の12」と、「共同生活援助計画  
準用する第60条第1項の共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準  
条例第6条第1項の指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準  
条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。））及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通  
所支援基準条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業所  
をいう。次項において同じ。）（以下この章において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従

業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（第2項省略）

附 則

（第1項から第5項まで省略）

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。

7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

については、平成33年3月31日までの間、当該利用者について、平成30年3月31日  
第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。

(第1号及び第2号省略)

- 8 前2項の場合において、指定共同生活援助事業所又は日中サー  
ビス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき生活支援員の員数  
について、第196条第1項第2号イからエまで及び第200条の8  
第1項第2号イからエまでの規定を適用する場合は、これらの規  
定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第6項又は  
第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2  
分の1を乗じて得た数）」とする。

(第9項から第13項まで省略)

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基  
準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

(従業者の員数に関する特例)

- 第6条 削除  
指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福  
祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障  
害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障害児  
入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施  
設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設  
障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援  
をいう。同条において同じ。）とを同一の施設において一体的に  
提供している場合については、横浜市指定障害児入所施設等の人  
員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例

第62号。同条において「指定入所施設基準条例」という。) 第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備に関する特例)

第10条 ~~削除~~  
指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則

(第1項から第31項まで省略)

32 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において指定障害者支援施設であるもの及び施行日以後指定障害者支援施設となるものに対する第9条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変

更した部分については、この限りでない。

(第33項から第38項まで省略)

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第1号の自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号の自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項の~~児童発達支援をいう~~児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項の~~医療型児童発達支援をいう~~医療型児童発達支援をいう。以下同じ)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項の~~放課後等~~放課後等~~デイサービスをいう~~デイサービスをいう。以下同じ)の事業、~~居宅訪問型児童発達支援~~及び保育所等訪問支援(同条第5項の~~居宅訪問型児童発達支援をいう~~居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ)の事業(同条第5項の保育所等訪問支援をいう。以下同じ)

業及び保育所等訪問支援（同条第6項の保育所等訪問支援をい  
う。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に  
規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進する  
ため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事  
業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援  
センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第  
123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下  
同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から  
6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければ  
ならない。

（基本方針）

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生  
活又は社会生活を営むことができるよう 、規則第6条の7第1号  
に規定する者に対して、規則第6条の6第1号に規定する期間に  
わたり身体機能の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜  
を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26  
条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条  
、第41条及び 第44条の2  
第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機  
能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第  
2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自  
立訓練（機能訓練）計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項

から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7第2号に規定する者に対して、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替

えるものとする。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第65条 (第1項省略)

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター~~（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）~~及び特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、~~第44条、第45条~~から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第

10 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。